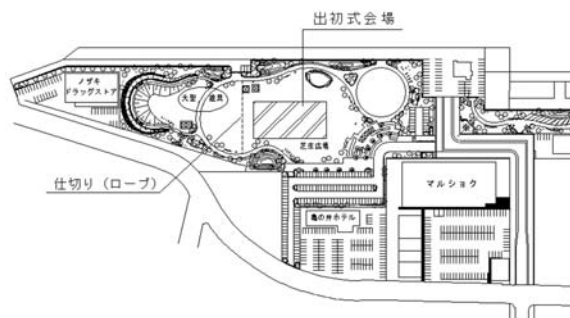


つくみん公園を津久見市消防団モデル特別点検で使用します

津久見市消防団モデル特別点検がつくみん公園で開催されることになりました。前日の午後以降、関係者以外の会場付近への立ち入りを制限しますので、ご協力をお願いします。

- 日時／1月16日(土) 13時～17日(日) 13時
(準備～点検終了まで)
- 場所／つくみん公園芝生広場および岸壁
※遊具・駐車場については通常通り使用できます。なお、放水点検時に海水がかかるおそれがありますので、ご注意ください。
- 問い合わせ先／津久見消防署 ☎82-5211



「津久見市住宅手当緊急特別措置事業」を創設します

平成22年1月1日からはじめるこの事業は、雇用状況の悪化により、派遣従業員の解雇等で2年以内に離職した方を対象に、就労能力および就労意欲のある方のうち「住宅を喪失している方」または「住宅を喪失するおそれのある方」に対して住宅および就労機会の確保に向けた住宅手当を支給するものです。要件、支給額、支給方法、支給期間、申請手続き等は以下のとおりです。

(支給対象者の要件)

支給申請時に次のいずれにも該当している方

- ① 2年以内に離職した方
- ② 自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行っている方
- ④ 住宅を喪失している方または住宅を喪失するおそれがあり、賃貸住宅等に入居している方
- ⑤ 収入のない方または臨時的な収入その他の一時的な収入もしくは同居の親族の収入があり、当該月における収入の見込み額の合計が、単身世帯にあっては84,000円以下、複数世帯にあっては172,000円以下である方
- ⑥ 同居の親族の預貯金の合計が、複数世帯にあっては1,000,000円以下の方、また単身世帯にあっては、500,000円以下の方
- ⑦ 国の雇用施策による貸し付けまたは給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、地方自治体等が実施する類似の貸し付けまたは給付等を受けていない方

(支給額)

支給額は、以下の月額賃料が上限です。

・単身世帯の場合 26,600円 ・複数世帯の場合 34,600円

(支給方法)

住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むことにより支給したことにします。

(支給期間等)

支給期間は6カ月間で、新規に住宅を賃借する方にあつては、入居した月の翌月以降の月分の賃料について支給し、現に住宅を賃借している方にあつては、支給の申請した月の翌月以降の月分の賃料について支給します。

(申請手続)

申請に必要な書類は、福祉事務所に設置しています。

- 問い合わせ先／福祉事務所 生活支援班 ☎82-9519 内線178